

社会福祉法人啓誠福祉会
特別養護老人ホームさくらの里 運営規程
〔短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護〕

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人啓誠福祉会が開設する特別養護老人ホームさくらの里（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員その他の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村・その他の保健医療サービス・その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームさくらの里
- (2) 所在地 福島県田村市滝根町菅谷字太子堂 153 番 25

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長) 1 名
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者に対して、満足の行くサービスの提供を図る。
- (2) 医師 1 名（非常勤）
嘱託医が週 1 回来所し、利用者の健康管理及び健康相談業務を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者及びその家族との連絡調整及び介護職員に対する技術指導等を行うと共に利用者の相談業務を行う。

(4) 介護支援専門員 1名以上

利用者からの相談に応じ、本人や家族の意向等を基に、施設サービスを適切に利用できるよう施設サービス計画を作成するとともに関係機関との連絡調整を行う。

(5) 看護職員 3名以上

医師の指示のもと利用者の健康管理及び生活介護を行う。

(6) 介護職員 31名以上

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務を行う。

(7) 栄養士 1名以上

利用者個別の栄養指導及び栄養管理を行う。

(8) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の機能訓練を行い、介護職員に対する指導を行う。

(9) 調理員 相当数（委託業者）

利用者の嗜好、体調に合わせた調理業務を行う。

(10) 事務員 相当数

施設の庶務及び会計事務を行う。

(職員の勤務体制)

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長は毎月の勤務割表を、その前月の25日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

3 施設長は業務に支障のない範囲で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

1 日当たりの利用定員は、専用ベッド2床以内及び事業所の空床分とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業内容及び利用料等)

第7条 事業内容は、次のとおりとし、指定サービスを提供した場合の利用料の額は、居住費・食費を除き、厚生労働大臣が別に定める基準による介護報酬のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、利用料及びその他の費用については、施設内に掲示するものとする。

2 施設サービス計画

- (1) 施設サービス計画の作成開始に当たっては、サービス内容、利用料の情報を適正に利用者及びその家族に対して説明し、利用者及びその家族にサービスの選択をもとめる。
- (2) 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、利用開始前から終了までサービスの目標、具体的なサービス内容を記載した計画とし、利用者が自立した日常生活を送るための施設サービス計画とする。

3 介護

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実を図るため適切な技術をもって次の各号について行う。

- (1) 一週間に二回以上適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- (2) おむつをせざるを得ない利用者には、おむつを随時に適切に取替える。
- (3) その他利用者に対し、着替え、整容、その他日常生活上の世話等を適切に行う。
- (4) 介護に当たっては、事業所の看護職員、介護職員全員で行う。
- (5) 当事業所の介護職員以外に、利用者が直接負担にする介護員は置かない。

4 身体拘束について

施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

ただし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

5 居室の提供

居室の提供においては、2 人部屋若しくは空床となっている部屋をご利用いただき、快適に日常生活を営むことができるよう居住環境に配慮する。

6 食事の提供

利用者の食事の提供は、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行い、その者の自立の支援に配慮し、離床を行い食堂にて行う等環境に配慮するものとする。

7 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため、機能訓練指導員等による機能訓練を行う。

8 健康管理

看護職員による状態観察を行い、必要な場合には主治医への受診を勧める。

9 相談援助

常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談、援助を積極的に行う。

10 その他のサービス

その他のサービスとして、各種クラブ活動、余暇活動、レクリエーション、季節に合わせた行事等を行い利用者の精神の安定を図る。

11 利用料

利用料個人負担の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

12 その他の費用

別に掲げる費用を利用者から受け取ることができる。

13 施設長は、あらかじめ利用申込者又は身元引受人（家族等）に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入所申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の開始について利用者の同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 サービス利用に当たっての留意事項は次の各号による。

- (1) 基本的に、他の利用者及び利用者に暴力行為等、迷惑をかける場合は、退所していただく場合もある。
- (2) 利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を食べていただく。
- (3) 外泊・外出の場合は、事前に所定の手続きにより管理者に届け出る。
- (4) 飲酒・喫煙及び火気の取り扱いは、原則として禁止する。
- (5) 設備・備品の利用は、事前に所定の手続きにより管理者に届け出る。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、事前に申し出ていただき、可否を決定する。
- (7) 金銭・貴重品については、原則として行わない。
- (8) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。
- (9) けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑をおよぼしてはならない。
- (10) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならない。
- (11) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ちだしてはならない。
- (12) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。
- (13) 施設の清潔、整理整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。
- (14) ペットの持ち込みは禁止する。
- (15) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動の禁止

（緊急時における対応方法）

第9条 事業所の職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医

又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 その他事業を実施中に、緊急事態が生じた場合は、緊急対応マニュアルにより速やかに対応する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、田村郡、田村市、石川郡、いわき市、郡山市、双葉郡の区域とする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策については、大規模災害マニュアル（火災、風水害、地震、津波、その他の災害）を作成し、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、その設備の定期点検及び避難訓練等を行う。

- 2 非常災害に備えて具体的な計画を作成し、防火管理者または非常災害についての責任者を定めるものとする。
- 3 消防設備点検は、年 2 回実施する。
- 4 避難訓練は、消防計画により毎月行い、そのうち夜間避難訓練は 2 回実施する。
施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 施設では、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 委員会では、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見人制度の利用支援などを行う。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員へ周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(重要事項の掲示)

第 16 条 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
なお、職員の勤務体制は、職員就業規則のとおりとする。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 事業を実施するに当たり、介護職員等の資質の向上を図るため、事業所の研修内容に沿って、研修を実施するとともに、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員等の資格取得を推奨するとともに次の各号に掲げることについてこれを行う。

(1) サービスの自己評価

利用者のニーズに適切に応え、満足のいくサービスを提供するため、サービスの自己評価を実施し、常に職員の資質の向上を図る。

(2) 地域等との連携

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。

(3) ボランティアの受入れ

地域住民、学生、職場等のボランティアの活動を積極的に受入れ交流し、利用者の地域参加を促す。

(4) 業務上の秘密保持

当該事業所の職員等は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するとともに、当該事業所の職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記するものとする。

(法令との関係)

第 18 条 この規程に定めのない事項については、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 81 号）、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 76 号）福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月 29 日福島県条例第 39 号）その他関連法令の定めるところによる。

(その他)

第 19 条 この規程に定める事項のほか、利用者に説明する重要事項説明書及び施設の運営に関する重要事項は、法人理事会で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。